入札説明書

平成３０年度医療労務管理支援事業

神奈川労働局雇用環境・均等部企画課

神奈川労働局総務部総務課

平成３０年度医療労務管理支援事業、医療労務管理相談コーナー事業の調達契約に係る入札公告（平成３０年２月８日付）に基づく一般競争入札（総合評価落札方式）については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

　　　支出負担行為担当官

神奈川労働局総務部長　小野寺　喜一

1. 調達内容

（１）調達件名及び数量

平成３０年度医療労務管理支援事業　一式

（２）履行期間

平成３０年４月２日（予定）から平成３１年３月２９日まで

（３）業務内容

別紙９「委託要綱」による。

（４）履行場所

支出負担行為担当官が指定する場所

（５）入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、当該入札に参加しようとする者は、入札書のほか、下記４（１）に定める期日までに下記８（１）②に係る技術提案書等（以下「提案書類」という。）を提出すること。

入札金額は、委託要綱に基づいて算出した代金額の上限としての総価をもって入札すること。

このため、入札者は、調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。） をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業を実施した後、額の確定を行い、実際の所要金額がこの契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

（６）入札保証金及び契約保証金

免除

（７）違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、入札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として納めなければならない。

1. 競争参加資格

（１）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。

（３）平成２８・２９・３０年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」等級に格付けされている者であること。

（４）次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（オ及びカについては２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア厚生年金保険、イ健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、ウ船員保険、エ国民年金、オ労働者災害補償保険、カ雇用保険

（５）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

（６）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

（７）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

（８）その他予算決算及び会計令第７３条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資

格を有する者であること。

（９）労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守していること。

1. 提案書類の提出場所等

（１）提案書類の提出期限： 平成３０年３月５日（月）１５時００分

（下記（２）まで直接提出すること。郵送(書留郵便に限る。) も可とするが、未着の場合、その責任は参加者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなす。なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。）

（２）入札説明書の交付場所、提案書類の提出場所及び本入札に関する問い合わせ先

〒２３１－８４３４　神奈川県横浜市中区北仲通５－５７横浜第二合同庁舎１３階

神奈川労働局雇用環境・均等部　担当：熊野

電　話　０４５－２１１－７３５７

ＦＡＸ　０４５－２１２－４３１２

（３）提案書類の提出方法

ア　直接提出の場合

提案書類を直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、あて名(支出負担行為担当官神奈川労働局総務部長あて)及び「平成３０年３月１５日開札［平成３０年度医療労務管理支援事業］提案書類在中」と朱記しなければならない。

イ　郵便(書留郵便に限る。) により提出する場合

提案書類を郵便(書留郵便に限る。) により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「平成３０年３月１５日開札［平成３０年度医療労務管理支援事業］提案書類在中」と朱記し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様にその封皮に氏名等を記し、上記（２）あてに提案書類の受領期限までに到着するように送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

（４）入札説明書の交付

本公告開始日から平成３０年３月２日(金)までの間、上記（２）の場所で交付する。

（５）本入札に関する問い合わせ期間等

ア　受付期間及び方法

公告開始日から平成３０年３月２日（金）までの間、上記（２）にてファクシミリ等（様式自由）で受け付ける。

イ　回答

質問に対する回答は、平成３０年３月５日(月)１２時００分までに、質問者及び下記（６）の入札説明会に参加した者に対しファクシミリ等で行う。

ただし、総合評価に当たって影響しない軽微な質問については質問者のみに回答する。

（６）入札説明会の日時及び場所

平成３０年２月２７日（火)１１時００分から

〒２３１－８４３４　神奈川県横浜市中区北仲通５－５７

横浜第二合同庁舎　共用第３会議室

（７）提案書類の無効

不備がある提案書類は受理せず無効とする。

なお、一旦受理した提案書類において形式的な不備が発見された場合は、提案者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。この場合、通知を受け取った提案者が提出期限までに整備された提案書類を提出できない場合は、提案書類は無効とする。

1. 入札書及び積算内訳書の提出場所等

入札書及び積算内訳書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、別紙４及び別紙５により平成３０年３月５日（月）１５時００分までに５（２）イに申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（１）電子調達システムにより入札を行う場合

入札書及び積算内訳書の提出期限

平成３０年３月５日（月）１５時００分

※　電子調達システムに到着するよう提出すること。なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、余裕をもって行うものとする。

（２）紙により入札を行う場合

ア　入札書及び積算内訳書の提出期限

　平成３０年３月５日（月）１５時００分

イ　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒２３１－８４３４　神奈川県横浜市中区北仲通５－５７　第二合同庁舎８階

神奈川労働局総務部総務課会計第２係　福岡

電　話　０４５－２１１－７３５０（内線６０４５）

ウ　入札書の提出方法

入札書（別紙１－１）及び積算内訳書（別紙１－２）の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、あて名(支出負担行為担当官神奈川労働局総務部長あて)及び「平成３０年３月１５日開札［平成３０年度医療労務管理支援事業］入札書在中」と朱記しなければならない。

なお、郵便、電報、ファクシミリ及び電子メールによる提出は認められない。

（３）入札の無効

ア　本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の堤出した入札書は無効とする。

イ　誓約書（別紙７）を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった場合は、当該者の入札を無効とする。

ウ　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号）第８条第３項の規定に基づき入札書を受領した場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該入札書は無効とする。

（４）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

（５）代理人による入札

ア　代理人が電子調達システムにより入札する場合には、入札書の提出日時までにシステムで定める委任状の手続きを終了しなければならない。

なお、電子調達においては、復代理人による応札は認められない。

イ　代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名・名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時までに別紙３による代理委任状を５（２）イに提出しなければならない。なお、代理人が復代理人を選定する場合には、上記５（２）イまで連絡すること。

ウ　入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

1. 開札

（１）開札の日時及び場所

平成３０年３月１５日（木）１１時０５分

神奈川県横浜市中区北仲通５－５７　横浜第二合同庁舎８階

神奈川労働局　大会議室

（２）紙による入札の場合

ア　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

（３）電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機するものとする。

（４）再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

1. その他

（１）契約手続きに使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（２）入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書３の競争参加資格を有することを証明する書類（別紙６）及び暴力団等に該当しない旨を記載した誓約書（別紙７）を

平成３０年３月５日（月）１５時００分（厳守）

までに上記５（２）イに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（３）落札者の決定方法

落札者の決定方法は、総合評価落札方式とする。

ア　本入札説明書に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、指定する技術等の要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を満たしている提案をした入札者の中から、総合評価落札方式の方法をもって落札者の決定をする。

イ　落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

ウ　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

エ　落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

オ　入札書に記載された入札金額と別紙１－２「積算内訳書」の金額に相違がある場合は、当然入札書に記載された入札金額で入札したものとする。

（４）契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の１通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

（５）支払条件

別紙９の（別添４）契約書（案）に基づき、支払うこととする。

（６）障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

・ヘルプデスク　０５７０－０１４－８８９（ナビダイヤル）

０１７－７３１－３１７７（IP電話等をご利用の場合）

・ホームページ　https://www.geps.go.jp/

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記５（２）イの入札書の提出場所に連絡すること。

1. 提出書類

（１）必須提出書類

①　入札書（別紙１－１）及び積算内訳書（別紙１－２）

平成３０年３月５日（月）１５時００分まで　１部

②　提案書類一式　　平成３０年３月５日（月）１５時００分まで

ア　技術提案申請書（別紙２）　１部（原本１部）

イ　技術提案書　７部

（1部に会社名を記載し、残り６部に会社名等を記載しないこと）

ウ　提出者の概要（会社概要・貸借対照表・損益計算書等）１部

　　※　貸借対照表・損益計算書等については直近決算のものに限る。

　　③　競争参加資格確認関係書類（別紙６）

平成３０年３月５日（月）１５時００分まで　１部

　　④　誓約書（別紙７）

平成３０年３月５日（月）１５時００分まで　１部

　　※　①、③及び④について、電子調達システムによる入札をする者は、システムにより提出すること。また、③について、期限までに登録していない場合、電子調達での参加はできないため、注意すること。

（２）代理人が紙により入札する場合

①　委任状（別紙３）入札時まで　1部

（３）紙により入札の参加を希望する場合

　　①　紙入札参加申請書（別紙４）

平成３０年３月５日（月）１５時００分まで　１部

　　②　紙業者登録票（別紙５）

平成３０年３月５日（月）１５時００分まで　１部

９　その他留意事項

（１）入札書、提案書類の用紙サイズは、Ａ４を原則とする。ただし、図表については、その限りではないこと。

（２）契約相手方は、作業の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、作業の一部を第三者に委任又は請け負わせる場合は、あらかじめ神奈川労働局の承認を受けること。

（３）契約相手方は、本契約において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。

（４）契約相手方は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（５）入札書、提案書類の作成、提出等に関する費用は、提案者の負担とする。

（６）入札書、提案書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

（７）入札書、提案書類に虚偽の記載をした場合は、提案書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

（８）提案書類の取扱い

ア　提出した提案書類を発注者の許可なく公表又は使用してはならない。

イ　提出された提案書類は返却しない。

ウ　提出された提案書類及びその複製は、発注者の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。

（９）入札書、提案書類の提出後においては、原則として提案書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。 ただし、病気休暇・死亡及び退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の担当者で発注者が認める者でなければならない。

（１０）提案書類の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了承なく公表又は使用してはならない。

（１１）提出された提案書類の文言・デザイン等については、国の事情により変更が生じることもあるので留意すること。

（１２）競争入札に参加しようとする者は、入札心得（別紙８）を承諾の上、競争に参加すること。

１０　様式等

●別紙１－１　　入札書

●別紙１－２　　積算内訳書

●別紙２　　　　総合評価落札方式による一般競争入札技術提案申請書

●別紙３　　　　委任状

●別紙４　　　　電子調達案件の紙入札方式での参加について

●別紙５　　　　紙業者登録票

●別紙６　　　　競争参加資格確認関係書類

●別紙７　　　　誓約書

●別紙８　　　　入札心得

●別紙９　　　　委託要綱

（別添１）　　　仕様書

（別添２）　　　評価項目及び評価基準

（別添３）　　　委託事業実施計画書

（別添４）　　　契約書（案）

（別添５）　　　提案書作成要領